## 第4回大樹町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年10月24日(火) 午後1時30分
- 2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)
- 3. 出席委員 14名

1	三木	隆志	2	金曽	浩文	3	辻本	一夫
4	太田	勝義	5	乙部	毅博	6	竹内	稔
7	水野	敦	8	岩岡	栄一	9	金曽	千春
10	鈴木	敏文	11	寺嶋	誠一	12	牧田	日出男
13	太田	福司	14	穀内	和夫			

- 4. 欠席委員 0名
- 5. 議事日程

日程第1 農業委員会業務報告について

日程第2 議案33号 現況証明願いについて

日程第3 議案34号 農地法第3条第1項の規定による許可について

日程第4 議案35号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入 協議の要請ついて

- 6. 事務局 瀬尾局長、豊吉主幹
- 7. 閉会時間 午後1時45分

#### 8. 会議の概要

### 穀内会長

ただ今の出席委員は14名であります。

定足数に達しておりますので、

第4回、大樹町農業委員会、総会を開きます。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、7番・水野敦 委員、8番・岩岡 栄一 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

## 瀬尾局長

それでは、9月29日開催の第3回総会以降に行われました業務等につきまして報告致します。

1の会議関係では、10月11日、令和5年 臨時第4回町議会が開催され、会長と局長が出席しております。

13日、十勝農業委員会連合会第3回役員会が帯広市役所で行われ、会長が出席しております。

16日、農政委員会が開催され、大樹町に対する農業施策の実施及び令和6年度農業予算に関する要望」について、金曽 浩文 委員長以下6名の農政委員の皆様と穀内会長及び太田 福司会長代理にご審議いただきました。要望書につきましては、本日の総会後の委員協議会において、詳細をご説明させていただき、11月中に、町長へ提出したいと考えております。

18日、第3班 乙部班長以下4名で、現地調査を行っております。

案件は、■■地区での現況証明申請4筆となっています。

次に2番「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」 でございます。

業務報告書を1枚おめくりいただき、資料1をご覧ください。今月の報告は6件です。報告内容等を審査しましたが、内1法人につきましては、不適と審査しました。 理由は次ページの法人要件確認書のとおり、農地保有適格法人の要件の1つである、過去3か年の農業及び農業関連事業の収益が売上高の過半以上あることの事業要件を満たしておりませんでした。

この法人につきましては、過日、要件を満たせなかった理由と今後の見通し を確認するため、事務局にて代表者から聞き取りを行っております。相手方か らは、昨年は不作で解消できなかったが、今年、次の報告では、解消できる見 通しである旨の説明を受けたところであります。

また、1法人から、報告書の提出を受けていない状況となっております。提出のされていない1法人に対しまして、報告書の必要性について理解が得られるようを引き続き説明して参ります。

3のその他では、10月15日基準日の作況調査につきまして、報告書を添付しておりますので、後程、お目通し願います。

以上で業務報告を終わります。

#### 穀内会長

報告が終わりました。

報告の内容について質疑はありませんか。

(質疑なし)

	質疑なしと認めます。
	以上で業務報告を終わります。
	日程第2、議案第33号、「現況証明願いについて」申請番号1番の件を議題
	といたします。
	事務局より提案説明を求めます。
瀬尾局長	それでは、議案第33号「現況証明願いについて」の提案説明を申し上げます
傾尾用以	これのでは、「成果別のの方・列心に匹列派や「こうく」で、「の」に来がり、「というこう」
	土地の現況が登記簿地目又は農地台帳上の現況地目と異なる場合、土地の所
	有者が現況証明願いを申請し、農業委員会で現地調査をし、申請内容が妥当で
	あるかを判断し、妥当と判断した場合、登記地目の変更に必要な現況証明書を
	発行するものであります。
	今回ご審議頂きます案件は1件でございます。内容は、登記簿地目が畑であ
	った土地が現在、宅地と雑種地になっていることから、登記簿地目を畑以外に
	変更するための申請と登記簿地目が宅地であった土地が現在、畑となっている
	ことから登記簿地目及び農地台帳の現況地目を畑に変更するための申請であり
	ます。
	つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上
	げますので、ご審議方よろしくお願い致します。
	以上で提案説明を終ります。
穀内会長	それでは申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	現況証明願いについて説明させていただきます。
	申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■■-1 他3筆でありま
	す。登記簿地目、現況地目は畑と宅地、農振は農用地と農用地区域外でありま
	す。面積は、■■,■■■.■■㎡であり、判定地目は畑と畑外、利用状況は宅
	地、雑種地、宅地、畑であります。所有者、申請人は■■ ■■ 氏、
	目的は登記地目を判定地目に変更するための申請であります。
	なお、現地調査につきましては、10月18日に、乙部班長 他3名により実施
	しております。
	以上で、説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。次に、調査班より調査報告を求めます。
	第3班・班長、乙部 毅博 委員から報告願います。
乙部委員	申請番号1番の案件につきましては、登記地目の畑から畑外と畑外から畑に
	変更するための申請であります。現地を確認した結果、申請地は畑と宅地と雑
	種地が混在しており、農地として活用している箇所と農地として活用していな
	い箇所を現地調査で確認いたしました。
	よって、班で協議した結果、申請どおり異議はありませんので、ご審議の程
*"	、よろしくお願いします。
穀内会長	質疑なしと認めます。
	これをもって質疑を終了いたします。
	これより議案第33号、現況証明願いについて、申請番号1番の件を採決いた
	します。
	本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
L	

<u> </u>	
	ご異議なしと認めます。
	よって本案は、原案のとおり決定されました。
	日程第3、議案第34号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」
	申請番号1番から2番の件を議題といたします。
	事務局より、提案説明を求めます。
瀬尾局長	それでは、議案第34号「農地法第3条第1項の規定による許可について」の 提案説明を申し上げます。
	機械所を中し上げより。   農地法第3条第1項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移
	転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなけ
	ればならないと定められております。
	農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定
	められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業員会で判断
	し、申請内容の可否についてご審議いただくものであります。
	今回ご審議いただく案件は所有権移転2件となっております。
	つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく、提案申し上げ
	ますので、よろしくお願い致します。
	以上で提案説明を終ります。
穀内会長	それでは、申請番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めま
	す。
豊吉主幹	農地法第3条第1項の規定による許可について説明させていただきます。
	申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■■■-3、登記簿、現況
	地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■,■
	■■m <sup>2</sup> であります。譲渡人は、■■市 ■■■■■■■、譲受人は、■■■
	農事組合法人 ■■■■■■であります。経営面積は、■,■■■,■■■.■
	■m°であり、経営規模拡大による所有権移転であります。本地区の担当委員は
	、■■委員となっております。
	申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■ ■■-1 他1筆、登記
	 簿、現況地目につきましては、何れも牧場、農振は農用地、面積につきまして
	は、■■,■■■㎡であります。譲渡人は、■■ 株式会社 ■■■、譲受人
	は、■■市 ■■■■■■■■■■■であります。経営面積は、■,■■■,■
	■■.■■m <sup>®</sup> であり、経営規模拡大による所有権移転であります。本地区の担
	当委員は、■■委員となっております。
	別紙でありますが、農地法第3条調査書を添付しております。本案件につき
	まして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をす
	ることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしている
	ことを申し添えます。
	また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。
	以上で説明を終わります。
却办今日	
穀内会長	内容の説明が終わりました。
	次に、地区担当委員より調査報告を求めます。
	申請番号1番について、■■地区担当委員、■■ ■ 委員から報告願いま
	to the second of
■■委員	申請番号1番につきまして、譲受人の希望による、所有権移転の案件です。

	譲受人は法人化に伴い、意欲的に経営拡大を図り、また、農地の集団化や農
	作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしてい
	るものと考えます。
	ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	次に、申請番号2番について、■■地区担当委員、■■ ■■ 委員から報
	告願います。
■■委員	申請番号2番につきまして、譲受人の希望による、所有権移転の案件です。
	譲受人は、意欲的に経営拡大を図り、また、農地の集団化や農作業の効率化
	に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考え
	ます。
	ー ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。
秋四云文	
	これより質疑に入ります。
	質疑ありませんか。
	(質疑なし)
	質疑なしと認めます。
	これをもって質疑を終了いたします。
	これより議案第34号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申
	請番号1番から2番の件を採決いたします。
	本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(田詳え)
	(異議なし) - Land Carter April 1
	ご異議なしと認めます。
	よって本案は、原案のとおり決定されました。
	日程第4、議案第35号、「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買
	入協議の要請について」申請番号1番の件を議題といたします。
	事務局より提案説明を求めます。
   瀬尾局長	それでは、議案第35号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協
概	
	議の要請について」の提案説明を申し上げます。
	農業経営基盤強化促進法第16条では、市町村の農業委員会は、農地の所有者
	から所有権の移転の申出があり、あっせん等により新たな所有者を求めたが、
	その新たな所有者を探すのが困難な場合であって、農地利用の集積を図るため
	、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、市町村長
	に対し、買入協議の要請ができると規定されています。
	今回ご審議頂きます案件は1件でございます。
	つきまして、買入協議の可否につきまして、ご審議賜りたく提案申し上げま
	すので、ご審議方よろしくお願い致します。
	以上で提案説明を終ります。

穀内会長	それでは番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について説明さ
3E H 3-11	せていただきます。
	こくれんとの
	を要請する案件となります。
	番号1番、申請者は、■■市 ■■ ■■ 他4名であります。
	土地の所在は、字■■■■-■ 他4筆、台帳、現況地目につきましては何
	れも畑、面積は■■■、■■■㎡であります。
	おります。
	以上で、説明を終わります。
	内容の説明が終わりました。
	これより質疑に入ります。
	質疑ありませんか。
	(質疑なし)
	質疑なしと認めます。
	これをもって質疑を終了いたします。
	これより議案第35号、「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買い入
	れ協議の要請について」申請番号1番の件を採決いたします。
	本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
	ご異議なしと認めます。
	よって本案は、原案のとおり決定されました。
	以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。
	次に連絡事項に入ります。
	事務局より説明します。
瀬尾局長	次回の総会につきましては、11月27日月曜日を予定しておりますので、よろ
	しくお願いいたします。
穀内会長	以上をもって、第4回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

# 大樹町農業委員会

令和5年10月24日

会 長

委員(7番)

委員(8番)